

宿泊約款

〈適用範囲〉

- 第1条 1 当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〈宿泊契約の申込み〉

- 第2条 1 当旅館に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当旅館に申し出させていただきます。
- (1)宿泊者名・宿泊数
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金
 - (4)その他当旅館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

〈宿泊契約の成立等〉

- 第3条 1 宿泊契約は、当旅館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当旅館が定める申込金を、当旅館が指定する日までにお支払いただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当旅館が指定した日までにお支

払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当旅館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

〈申込金の支払いを要しないこととする場合〉

- 第4条 1 前条第2項の規定にかかわらず、当旅館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。
- 2 宿泊特約の申込みを承諾するに当たり、当旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

〈宿泊契約締結の拒否〉

- 第5条 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室により客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

〈宿泊客の契約解除権〉

- 第6条 1 宿泊客は、当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部。又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当旅館が申込

金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当旅館が第4条第一項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当旅館が宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当旅館は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

〈当旅館の契約解除権〉

第7条 1 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

〈宿泊の登録〉

第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、

旅券番号、入国地及び入国年月日

- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当旅館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

〈客室の使用時間〉

第9条 1 宿泊客が当旅館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の2分の1
- (2) 超過3時間以上は、室料金の全額。

〈利用規則の遵守〉

第10条 宿泊客は、当旅館内においては、当旅館が定めて、旅館内に掲示、又は表示した利用規則に従っていただきます。

〈営業時間〉

第11条 1 当旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

〈料金の支払い〉

第12条 1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当旅館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当旅館が講求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当旅館が宿泊客に客室を提供し、

使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〈当旅館の責任〉

- 第13条 1 当旅館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当旅館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

- 第14条 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

〈客託物等の取扱い〉

- 第15条 1 客室がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品においては、当旅館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当旅館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当旅館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、責任を負いかねます。又、当旅館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、10万円を限度として当旅館はその損害を賠償します。

- 第16条 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館が了解したときに限つて責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当旅館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

〈駐車の責任〉

- 第17条 宿泊客が当旅館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当旅館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当旅館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

〈宿泊客の責任〉

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。

<別表第1> 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	①基本宿泊料 ②サービス料(①×15%)
追加料金	③飲食料及びその他の利用料金 ④サービス料(15%)
税金	イ. 消費税

<別表第2>

契約解除の通知をうけた日 契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一般 14名まで	100%	50%	30%	20%	10%
団体 15~99名まで	100%	80%	20%	10%	5%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分の(初日)の違約金を收受します。

備考 1 基本宿泊料はタリフに掲示する料金表によります。

2 お子様供料金は、下記のご案内となります。

小学生(大人に準じた食事・布団付)(6~12才)・大人料金の80%

小学生(子供用の食事・布団付)(6~12才)・大人料金の80%

子供(子供用の食事・布団付)(3~5才)・大人料金の50%

子供・(布団のみ)(3~5才)・大人料金の40%

子供・(布団のみ)(3才未満)・大人料金の40%

乳幼児(食事・布団無)(3才未満)・大人料金の30%

利 用 規 則

旅館の公共性と安全性を確保するため当旅館をご利用のお客様には、宿泊約款第10条に基づき下記の規則をお守りいただくことになります。

この規則で禁止された事項をお守りいただけない時は、宿泊約款第5条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

記

- 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火器をご使用にならないこと。
- 寝具の中など火災の原因となりやすい場所で、喫煙をなさらないこと。
- 高声、放歌や喧騒な行為その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりする

ようなことのないこと。

4 廊下及び客室内に次のようなものをお持込みにならないこと。

(イ) 動物、鳥類

(ロ) 著しく悪臭を発するもの

(ハ) 著しく多量な物品

(ニ) 火薬や揮発油など発火、引火しやすいもの

(ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類

5 廊下及び客室内で賭博及び風紀をみだす行為をなさらないこと。

6 みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用させたりなさらないこと。

7 客室やロビーを事務所がわりに使用なさらないこと。

- 8 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてないこと。
- 9 客室内の諸物品を旅館の外へ持ち出したり、旅館内の他の場所へ移動したりなさらないこと。
- 10 旅館の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- 11 旅館外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
- 12 旅館内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- 13 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないこと。
- 14 旅館外より飲食物の出前をお取りにならないこと。
- 15 お勘定は、当日精算と成っています。旅館より請求があったなら、お支払い願います。
- 16 ご予定宿泊日数を変更なさる場合はフロントに予めご連絡くださること。
- 17 ご予定泊日数を延長なさる場合は延長以前のお勘定をお支払いくださること。
- 18 お預りの洗濯物やお忘れ物の保管は、ご出発後1週間までとさせていただきます。
- 19 客室又はクローケでのお預り物の保管が1週間以上に渡る場合は、所轄の警察署へその物品の処分についてはゆだねます。

岡中会館

安全の手引き

FOR YOUR SAFETY

この安全の手引きは、非常時の際の安全の手引きです。お客様の安全には万全を期しておりますが、万一のためにご一読下さい。

These instructions are to ensure your safety during your stay at our hotel. Please take a moment to read these instructions. We appreciate your cooperation.

お部屋に到着されたら

UPON SETTLING IN YOUR ROOM...

客室ドア内側の避難経路図をご覧になり、非常口を2ヶ所以上実際に歩いてお確かめください。

Please look at the emergency exit map on the door in your room and confirm their locations by walking to at least two of them.

身体のご不自由な方で避難に不安を感じられる方は、あらかじめフロントへお申し出ください。

Those who are handicapped or in need of special attention, please notify the front desk upon checking in.

タバコに関してのご注意

SMOKING

タバコの火は灰皿の中で完全に消してください。

Extinguish cigarettes.

吸いがらはくずかごには捨てないでください。

Do not put cigarette butts into waste basket.

歩きながらの喫煙はご遠慮下さい。

Please refrain from smoking in the hallway.

火災を発見したら

FIRE

火災を発見したらフロントへすぐご連絡ください。

Keep calm, and report to the front desk.

大声や音をたてて周囲の人にお知らせください。

Call out loudly or make a loud noise to warn other people.

煙や臭いなど火災と思われる場合は、些細なことでもフロントにご連絡下さい。

When you see or smell smoke, please notify the front desk immediately.

火災警報ベルが鳴ったら

FIRE ALARM (WHEN TAKING REFUGE)

非常放送や係員が火災状況をお知らせし、避難指示をしますので、冷静に行動してください。

Emergency exit procedures shall be broadcast in case of fire. In the event there is no broadcast or it is impossible to understand the message , please consult the instructions in emergency escape map.

煙を吸い込まないように、口と鼻を濡れタオルで防護してください。

Cover your mouth and nose with a wet towel to protect yourself from inhaling smoke.

姿勢を低くし、壁にそって煙の反対方向の非常階段から避難してください。

In escaping through smoke , bend over and walk along the wall. Use the emergency exit farthest from the smoke.

お部屋から出る場合

EXITING YOUR ROOM IN CASE OF FIRE

火や煙の拡がりを防ぐため、必ずドアを閉めて出てください。

In the event of fire , close the door behind you when you escape to prevent the fire from spreading.

タバコの火は完全に消してください。

Extinguish cigarettes.

残留者やケガ人にお気付きの際は、至急お知らせください。

If you should notice people remaining behind or injured , please notify us.

火や煙で部屋から出られない時

UNABLE TO EXIT THE ROOM IN CASE OF FIRE

電話でフロントへご連絡ください。

Please call the front desk.

電話が通じない場合は、タオルやシーツを振るなどして外の人に知らせてください。

If the telephone line is dead , hang a sheet or blanket from the window to notify rescue staff of your presence.

濡れタオルやシーツでドアのすき間をふさぎ、救助を待ってください。

Stuff the door gaps with wet towels and sheets , and wait to be rescued.

地震が発生したら

EARTHQUAKE

非常放送及び係員の指示に従い、冷静に行動してください。

Remain calm and follow any broadcasts or instructions from hotel personnel.

窓ガラスは破片が飛び危険ですので、遠くに離れてください。

Window glass is dangerous. Please stay away from the windows.

タバコの火はすぐに消してください。

Extinguish cigarettes.

テーブルの下などに伏せて頭を保護してください。

Seek refuge under a table in order to protect your head from falling objects.

防 災 体 制

当旅館では、防火対象物の点検を定期的に実施し、万全を期しております。

施 設

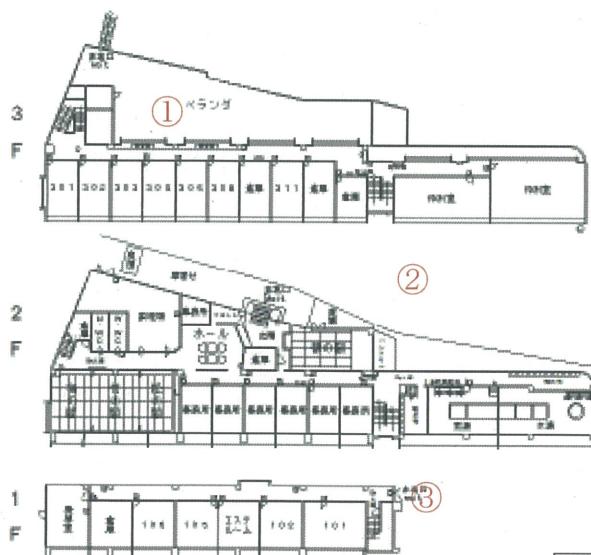
- 当旅館は火災に対して防火区画が完備され、延焼を防ぐ構造の建物です。
- 煙感知器、防火扉、非常灯、非常放送など防災設備も完全です。
- 停電時でも自動的に非常照明が点灯されます。

消 化 設 備

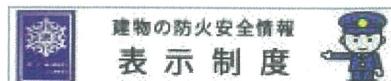
- 消化器は各階に配置されています。

避 難 と 誘 導

- 当館係員が避難誘導にあたります。



- ①非常口 Emergency exit
- ②非常口 Emergency exit
- ③非常口 Emergency exit



当旅館は、消防局に「適マーク」制度の申請を行い、更新審査を受けています。
(「適マーク」はフロントに掲示)

同中会館

宿泊契約締結の拒否

第一条 当旅館（妙見田中会館館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- (1) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合
- (2) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- (3) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (4) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 宿泊しようとする者が当ホテル（館）若しくはその従業員に対し、暴力的要挙行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

当旅館（妙見田中会館館）の契約解除権

第二条 当旅館（妙見田中会館館）は、宿泊者が次の事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 暴力団等反社会的勢力
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 当旅館（妙見田中会館館）若しくはその従業員に対し、暴力的要挙行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (6) 当旅館（妙見田中会館館）が定める利用規則の禁止事項に従わない場合宴会利用契約締結の拒否及び解除

第三条 当旅館（妙見田中会館館）は、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。

また、宴会利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。

1 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの

2 当旅館（妙見田中会館館）の利用が暴力団を利することとなる場合

3 当旅館（妙見田中会館館）の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

4 当旅館（妙見田中会館館）若しくはその従業員に対し、暴力的要挙行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合



政府登録

Miyakata Tanakakakan

妙見田中会館

〒899-6506

鹿児島県霧島市牧園町妙見温泉

Phone 0995-77-2311/Fax 0995-77-2566

URL <http://www.tanakakakan.co.jp>

E-mail info@tanakakakan.co.jp

